

議案第10号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1 区民集会所の部中杉並区立高円寺北区民集会所の項の次に次のように加える。

杉並区立馬橋区民集会所	杉並区高円寺南三丁目29番5号
-------------	-----------------

別表第1 付記に次のように加える。

5 杉並区立馬橋区民集会所は、杉並区立ゆうゆう馬橋館との複合的施設として設置する。

別表第2（1）杉並区立高円寺北区民集会所の部の次に次のように加える。

杉並区立馬橋区民集会所	第4集会室	4,000円	2,700円	2,700円	1,000円
-------------	-------	--------	--------	--------	--------

別表第2（1）備考を次のように改める。

備考
1 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室を使用する場合の使用料の額は、遊戯室（集会使用）にあつては、午前4,500円、午後3,000円、夜間3,000円、延長使用料1,100円とする。
2 杉並区立馬橋区民集会所併設ゆうゆう馬橋館におけるコミュニティの形成に資するため、第1集会室、第2集会室及び第3集会室を使用する場合の使用料の額は、第1集会室及び第2集会室にあつては午前1,300円、午後900円、夜間900円、延長使用料300円とし、第3集会室にあつては午前1,800円、午後1,200円、夜間1,200円、延長使用料400円とする。

第2条 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和57年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 ゆうゆう館の部杉並区立ゆうゆう馬橋館の項中「杉並区高円寺南三丁目16番14号」を「杉並区高円寺南三丁目29番5号」に改め、同表付記を次のように改める。

付記

- 1 杉並区立高齢者活動支援センターは、杉並区立高井戸地域区民センター及び杉並区高井戸温水プールとの複合的施設として設置する。
- 2 杉並区立ゆうゆう馬橋館は、杉並区立馬橋区民集会所との複合的施設として設置する。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第2（1）に規定する杉並区立馬橋区民集会所の第4集会室並びに杉並区立馬橋区民集会所併設ゆうゆう馬橋館におけるコミュニティの形成に資するための第1集会室、第2集会室及び第3集会室の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例別表第1に規定する杉並区立ゆうゆう馬橋館の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2（10）杉並区立ゆうゆう馬橋館の項を削る。

（提案理由）

ゆうゆう馬橋館の位置を変更するとともに、区民集会所1箇所の設置に伴い、その名称及び位置等を定める等の必要がある。